

## ひろぎん 自動送金サービスご利用規定

### 1. (サービスの内容)

契約者ご本人(以下「依頼人」といいます。)からの申込内容に基づき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「決済口座」といいます。)からご指定金額を引き落としのうえ、当行所定の方法により、依頼人が指定した当行国内本支店あるいは当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「振込指定口座」といいます。)へ入金します。

### 2. (振込の手続)

- (1) 当行は、指定された振込日に振込金額を決済口座から引き落としのうえ振込指定口座へ振込します。この場合、預金の引落通知または振込金受取書等の発行は省略します。
- (2) 取扱開始月および終了月は、あらかじめ指定することができます。取扱終了月を指定しない場合は、サービス解約の届出があるまで取扱します。取扱終了月を指定した場合は、取扱終了月の翌月以降の振込は自動的に取り止め、サービス解約の届出は不要とします。
- (3) 振込日が休日の場合は、前営業日または翌営業日のいずれかあらかじめ指定された日を振込日として処理します。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日とします。
- (4) 毎月変動の取扱いの場合、指定された振込月日および振込金額は毎年一定とします。
- (5) 依頼人から決済口座への支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合は、この取扱を行いません。
- (6) 振込を行った結果、お受取人の口座がない等の理由により、振込指定口座に入金できず、振込先銀行から振込資金が返却された場合は、その月の振込は取り止めたものとして依頼人の決済口座へ入金します。ただし、振込手数料は返却しません。

### 3. (振込資金および手数料の引き落とし)

- (1) 当行は依頼人から当行所定の振込手数料(以下「手数料」といいます。)のお支払いを受けます。この場合、手数料は振込の都度振込資金と合算のうえ、決済口座より引き落とします。なお、手数料は、金融情勢の変化等により変更する場合、依頼人に都度連絡することなく変更後の新料金によるものとします。
- (2) 振込資金および手数料は振込日の当行所定の時刻に、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の呈示なしに決済口座から自動的に引き落とします。
- (3) 振込指定日において当行が振込資金および手数料の合計額を引き落とし処理したときに、決済口座の残高が不足する場合には、特に通知はせずその月の振込は取り止めます。

### 4. (免責事項)

当行の責によらない通信機器、回線およびコンピューター等の障害により本サービスの取扱が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

### 5. (届出事項の変更等)

振込を取り止める場合または振込指定項目等届け出内容に変更がある場合には、当行所定の書面により取引店に直ちに届けてください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 6. (解約)

- (1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、依頼人に連絡がとれない状態が生じた場合には、当行は届け出住所あて解約通知を発送することにより、この契約を解約することができるものとします。
- (2) 指定日に残高不足で処理不能となることが重なり、当行が必要と認めた場合には、いつでもこの契約は解約できるものとします。なお、この場合、解約通知は省略させていただきます。
- (3) 決済口座が移管・解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとします。

### 7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上